

## 広島県告示第三百五十八号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めた。

なお、平成十六年広島県告示第二百五十九号（経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等）は令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く毎月一日から十日まで（一月は四日から十三日まで、五月は一日から十三日まで）の日に、申請者の主たる営業所の所在する区域を所管する広島県建設事務所に経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求の書類を提出するものとする。ただし、申請者の主たる営業所の所在地が広島県西部建設事務所呉支所又は東広島支所が担当する区域である場合は、当該支所に提出するものとする。

### 二 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料及び納付方法

#### 1 手数料

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）第二条第一項に定める額

#### 2 納付方法

経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求の書類を提出する建設事務所又は建設事務所支所の手数料納付窓口において現金により納付する。ただし、郵送により申請する場合は、広島県が発行する納付書により金融機関に払い込むことにより納付することもできる。

### 三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の書類及び添付書類

- 1 規則別記様式第二十五号の十四による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
- 2 規則別記様式第二号による工事経歴書
- 3 規則別記様式第二十五号の十三による経営状況分析結果通知書（総合評定値を請求する場合に限る。）
- 4 経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料確認用紙
- 5 その他広島県知事が審査に必要と認める書類

### 四 経営規模等評価の結果の通知及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果及び総合評定値は、規則別記様式第二十五号の十五により簡易書留郵便により通知するものとする。

### 五 この告示に関する問合せ先

広島県土木建築局建設産業課

広島市中区基町一〇番五二号

電話 (〇八二) 五一三・三八二二 (ダイヤルイン)

六 適用

この告示は、令和三年四月一日から適用する。